

プラットフォームサービスに関する研究会（第6回）

1 日時 平成31年2月13日（水）10:00～11:30

2 場所 総務省第1会議室（10階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、手塚構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員

（2）総務省

佐藤総務副大臣、谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官、秋本電気通信事業部長、泉国際戦略審議官、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、山路データ通信課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官、大内事業政策課調査官、岡本消費者行政第二課企画官

（4）オブザーバー

三原個人情報保護委員会参事官

4 議事

（1）中間報告書（案）

（2）意見交換

（3）その他

【宋戸座長】 本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、「プラットフォームサービスに関する研究会」の第6回会合を開催させていただきます。

本日は、佐藤副大臣にご出席をいただいております。議事に先立ちまして、ご挨拶をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤総務副大臣】 皆さん、おはようございます。今日は、朝からお忙しいところ、構成員の皆様方にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、せっかくでございますので、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。私は総務副大臣で、こちらの分野を担当している佐藤ゆかりと申します。

これまでに既に、この「プラットフォームサービスに関する研究会」、5回会合を重ねて、ご議論を重ねていただいていたと伺っているところでございます。そしてまた、本研究会は、電気通信事業分野におけます競争ルール等の包括的検証の一つとしてご議論いただいているものと承知をしているわけでございますけれども、包括的検証を行う研究会と比べて、モバイル市場の競争環境に関する研究会という別のものがございますけれども、こちらと並んでも、今日もご案内のとおりですが、最も傍聴者の皆様方の数が多い、大変注目をされている研究会でございます。

また、昨今、報道等におきましても、プラットフォームサービスに関する報道が絶えないものでございまして、私自身が所属をしています自民党におきましても、過日、既にプラットフォームサービスに関する検討を早急に取りまとめを始めようという動きも出ているわけございまして、これは報道でもなされたとおりでございます。

このように、さまざまな関係各位の皆さんの中で、こうした非常に関心の高まりが出てきております中で、総務省に置きましたこの研究会におかれましては、今回6回目ということで、ぜひこれまでの十分なご議論の上に、さらに十分なご議論を加えていただきまして、中間取りまとめに向けて大変有意義なものを取りまとめいただければ、大変ありがたいと思うところでございます。

今日は特に、中間取りまとめ、中間報告書案の取りまとめに向けまして、要となる節目の会合と伺ったものですから、今日は私自身も時間を工面いたしまして賛同させていただいて、そして皆様方大変貴重なご議論を拝聴させていただきたいと思いますので、最後まで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【宋戸座長】 佐藤副大臣、激励のお言葉をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

【岡本消費者行政第二課企画官】 冒頭、カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(マスコミ退室)

【宋戸座長】 それでは、議事に入ります。ただいまの副大臣からのご挨拶にもございましたように、前回会合での主要論点案及び意見交換を踏まえまして、本研究会としての中間報告書案を事務局にまとめていただきました。そこで本日の会合におきましては、まずこちらについて事務局からご説明をいただき、その後、構成員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 資料1に基づいてご説明申し上げます。おめくりいただきまして、目次をご覧ください。第1章で検討の背景、第2章で現状。この中に3節までございまして、第1節に制度等の現状、第2節に電気通信分野における変化の現状。こちらはご覧のように、1ポツから5ポツまでの5つの特徴としてまとめております。第3節では欧米等における動きを挙げております。次に、第3章ではこれらを踏まえた政策対応上の主要論点と基本的方向性について触れ、第1節で基本的視点、第2節に、それを踏まえ4つの切り口で整理をしております。1ポツとして情報のグローバルな流通の進展に対応する規律の適用の在り方で、レイヤー内の横方向の議論について。2ポツとして電気通信サービスとプラットフォームサービスの連携・融合等の進展に対応する適用の在り方で、それぞれのレイヤーをまたぐ縦方向の議論について。3ポツで規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方で、履行確保について。4ポツで国際的な制度的調和に係る政策対応についてとしております。次に、第4章でトラストサービスの主な検討事項を挙げ、第1節で必要性、第2節で欧州における動向、第3節で検討における基本的視点、第4節で具体的な検討事項を挙げております。第5章でフェイクニュースや偽情報への対応、第6章で今後の検討の進め方としております。

4ページ目にお進みください。第1章で、検討の背景です。1パラ目で、近時、データ主導社会が志向され、2パラ目で、多様なサービスを提供するサプライヤー及びそれらのサービスを享受するユーザーの双方が利用する基盤としての機能を有するプラットフォーム事業者が、市場プレゼンスを増大させております。3パラ目で、プラットフォームサービスはイノベーションを促進する存在として、社会基盤としてさらに重要な役割を果たし

ていくことが見込まれます。4パラ目で、プラットフォームサービスにはコミュニケーション機能を提供するものが多く、こうした電気通信サービスとプラットフォームサービスを一体的に提供するビジネスサービスは今後とも拡大すると考えられます。

5ページでございます。1パラ目で、他方、プラットフォーム事業者が取得・活用する利用者情報の活用メカニズムがわかりづらいとの声もあり、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、現行法における規律の趣旨が適切に確保されているか検討を要します。2パラ目で、EU等国際的なプライバシー保護の制度との調和も勘案し、グローバルな市場環境に即した政策対応が求められ、3パラ目で、ID連携が進展する中、人や組織の認証にとどまらず、ネットワークにつながるモノの認証やデータの完全性の確保等を実現するため、EUのeIDAS規則の制定等の動きも踏まえ、包括的な政策対応が求められます。

6ページでございます。1パラ目で、EUでは、フェイクニュースや偽情報に対応するためのプラットフォーム事業者の行動規範の策定を求め、今後、その行動規範をレビューすることとしておりまして、わが国でもフェイクニュース等への対応の検討が必要となります。

7ページは参考で、8ページにお進みください。制度等の現状でございます。1ポツとして、通秘について整理をしております。1パラ目で、憲法において通秘を保障する意義は、国家権力が自ら通信の秘密を信頼しないのみならず、私人による侵害から通秘を保護すること、国民が安全に安心して通信を利用できるよう通信制度を保障することにより、国民の通信の自由を確保することにあるとしております。2パラ目で、これを受けて、電気通信事業法において、通秘規定は、利用者が安心して通信を利用できるようにすることで、表現の自由や知る権利を保障し、電気通信ネットワークや通信制度そのものへの利用者の信頼を確保し、電気通信の健全な発展と国民の理解の確保を図るものとしております。

9ページ目にお進みください。2パラ目で、特に電気通信事業者には数秘の厳格な保護が求められ、ここの規定のほか、ガイドラインがあり、登録・届出を要しない電気通信事業を営む者についても、通秘に関する規律が適用されます。また、3パラ目で、現行法は、国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者には規律が及ばないとの運用でございます。次に、2ポツといたしまして、個人情報保護についてです。1パラ目、電気通信事業は、数秘に属さない情報であっても、プライバシー保護を必要とする多くの情報を取り扱いますので、10ページでございますが、1パラ目で、ガイドラインが定められていることとなります。

11ページにお進みください。電気通信分野における変化の現状の1つ目の特徴でございますが、データ流通量の飛躍的増大です。1パラ目で、大量にデータ生成され、データ流通がグローバル規模で飛躍的に増大しており、2パラ目で、また、モノとモノとの間のデータのやりとり、M2M通信が増加するのみならず、利用者情報の流通も増大します。他方、3パラ目で、グローバルなプラットフォームサービス事業者による利用者情報の大量流出事案が相次ぎ、我が国の利用者情報の被害状況の詳細が必ずしも明らかにされず、ユーザーの懸念が高まっております。

その下で、2つ目の特徴といたしましては、レイヤー構造化をはじめとする市場構造の変化です。(1)として、プラットフォームのプレゼンスの増大を挙げております。12ページでございます。一番上で、既存のバリューチェーン構造から、バリューチェーンを構成する各要素の分離が進み、2パラ目で、プラットフォーム事業者のプレゼンスが増大し、3パラ目に例示しておりますようなサービスが現出しております。4パラ目で、レイヤー構造化が進展すると考えられることから、プラットフォームサービスは、イノベーションを促進する存在として、また社会基盤として、今後さらに重要な役割を果たしていくとしております。

次に、(2)として、電気通信サービスとプラットフォームサービスの一体的な提供が普及するとしております。13ページにお進みください。2パラ目で、今後、通信ネットワークにおける仮想化技術の進展により、その提供形態についても、電気通信設備と機能を分離した形でのビジネスモデルへと変化していくことが想定されますところ、それに伴い、通信サービスの提供主体の質・量が変化し、既存のスタイルにとらわれない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業、連携・融合が進むとしております。

その下、3つ目の特徴は、利用者情報のグローバルな流通の進展です。その1パラ目、プラットフォームはネットワーク効果があり、またコンテンツやアプリケーションについて、デジタル技術を用いるものであり、生成のための限界費用が限りなくゼロに近づくものであることから、ビジネスを比較的容易に拡大させやすいとの構造があり、2パラ目で、プラットフォーム事業者は国境を越えてグローバルにビジネスを展開し、より多くの国々のユーザーを対象とするもので、国外のグローバルプラットフォーム事業者のプレゼンスが大きくなっているとしております。

14ページでございますが、4つ目の特徴として、利用者情報の取得・活用に対するサ

ービス提供者のニーズの高まりとしております。（１）として、取得・活用のインセンティブを挙げております。その１パラ目で、付加価値の高いサービスを利用者に提供するために、利用者情報をより積極的に取得・活用するインセンティブが働き、２パラ目で、これは両面市場のモデルでも説明されるところでございます。

（２）として、利用者情報の取得・活用に係る利用者保護の必要性を挙げております。その１パラ目で、利用者保護の観点から、同意取得に当たっては、１５ページに移っていただきまして、取得する利用者情報の種類や利用方法等について、事業者からわかりやすい説明が行われるよう確保することがより重要となります。その下、２パラ目でございます。「また、」として、データの寡占化によるロックインを指摘しております。これは、クラウド上にデータが集約されやすい構造となっていること、また、ＡＩの進展により質の高いデータセットの確保が優位性を左右することが、プラットフォーム機能と不可分となっていることに起因しております。３パラ目で、ロックイン効果の結果、適切な競争が行われない、質の高いサービスが中長期的に提供されないなどの懸念が生じ得まして、その場合、イノベーションの促進が阻害されるおそれがあるほか、さらなるデータ寡占が進展すれば、電気通信分野における市場環境にも影響するとしております。

その下、５つ目の特徴として、パーソナルデータ提供等に当たっての利用者意識の変化が挙げられます。（１）として、その不安感の高まりとしており、その下のパラで、各国比較において、我が国利用者の不安感の高まりがうかがえ、１６ページに進んでいただきまして、１つパラもございますが、我が国利用者のウェブへのアクセス履歴の提供に対する不安感がうかがえます。

１７ページでございます。（２）として、情報管理態勢に対するユーザーの懸念を挙げております。その１パラ目で、プラットフォーム事業者は利用者情報を取得・活用しておりますが、その活用のメカニズムがわかりにくいとの声もあり、また、国外プラットフォームサービス事業者による利用者情報の大量流出事案が相次ぎ、我が国の利用者の利用者情報の取扱いや被害状況の詳細が必ずしも明らかにされていないということで、ユーザーの懸念が高まっているとしております。

次に、（３）といたしまして、同意疲れを挙げております。その１パラ目で、類似の同意取得手続が繰り返され、かつ、その活用の方法が複雑になり多岐にわたるにつれて、同意取得時の説明も複雑でわかりにくくなる結果、利用者が十分に理解しないままに同意をしてしまう、そういう問題を指摘しております。

18ページは参考で、19ページにお進みください。欧米等の動きでございますが、1ポツ、1パラ目で、EUではGDPRが制定され、昨年5月より施行されており、3パラで、地理的適用範囲については、①として、個人データの取扱いがEEAにおける管理者・処理者の拠点の活動に関連して行われるもの、また、EEA内に管理者・処理者の拠点が無い場合であっても、②として、EEA内のデータ主体に物品・サービスを提供するもの、③EEA内における個人の行動の監視についてはGDPRの適用対象とされております。

次に、2ポツで、GDPRに引き続き、通信の秘密等の適用対象を、従来の通信サービスに加え、OTTの通信サービスに拡大するeプライバシー規則案の策定作業が進められております。20ページでございますが、2パラ目で、その保護対象としまして、通信と端末機器の情報でございまして、通信の秘密とプライバシーの権利を規定しようとするものであるほか、地理的適用範囲につきましては、事業者の拠点がEEA内か外かを問わず、EEA内でのサービス提供があれば規制対象となるとされております。

その下で、3ポツ米国、また、21ページの4ポツ韓国につきましても、同等の規定が設けられております。

22ページにお進みください。ここから政策対応についてでございます。第1に、基本的視点は、一言で言えば、利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランスとなります。その4パラ目で、利用者が電気通信ネットワークや通信制度を信頼し、電気通信の健全な発展、国民の利便の確保を図るためにはいかなる対応が適当か、そういう観点で検討が必要としております。5パラ目で、プラットフォームサービスはイノベーションにつながる側面があり、社会基盤として今後ますます重要な役割を果たしていく一方で、6パラ目、利用者個人をめぐるデータが他のデータと結合することにより、利用者個人の人格もあらかず性格を帯びてくることがあることを指摘しております。

23ページで、基本的視点といたしましては、①利用者情報以外の情報も含めた自由なデータ流通の確保、②一方で利用者情報の適切な取扱いの確保、③イノベーションの促進と利用者のプライバシー保護のバランス、としております。

24ページでございます。今申し上げました基本的視点を踏まえまして、政策対応上の主要論点と基本的方向性を挙げております。まず、1ポツとして、情報のグローバルな流通の進展に対応する規律の適用の在り方です。論点として、4パラ目です。利用者情報、特に通秘に係る情報の取扱いについては、電気通信事業法に通秘の規定を設けることによ

って適切な取扱いの確保を図っているところ、国内に電気通信設備を有さずに我が国の利用者を対象にサービスを提供する国外のプラットフォーム事業者に対する通秘の適用の在り方としております。

その下、基本的方向性でございますが、1パラ目で、25ページに移っていただきまして、憲法において通秘を保護する意義がプライバシーの保護にとどまらず、国民の表現の自由や知る権利を保障すること、国民が安全・安心に通信を利用できるよう通信制度を保障することにより、国民の通信の自由を確保することにある、そういう点に鑑みますと、提供主体が国内か国外かを問わず国民の通信の秘密を保護することが憲法上の要請にかなうとしております。その下、2パラ目で、国外のプラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いがなされなければ、安心してサービスを利用することができなくなり、利用者の信頼の確保が図られず、プラットフォームを通じた多様なサービスの普及による電気通信の健全な発展と国民の利便の確保に支障が生じることから、3パラ目で、提供主体が国内か国外かにかかわらず等しく利用者情報及び通秘・プライバシーの保護に係る規律を適用して、我が国の利用者の利用者情報の適切な取扱いが確保されるようにすることが適当としております。

以上が利用者情報についてでございますが、4パラ目は、公正な市場環境の確保について、イコールフットイングを図る観点からも同様としておりまして、5パラ目で、具体的には通秘の保護規定が適用されるよう法整備を視野に入れた検討を行い、あわせてガイドラインの適用の在り方についても整理することが適当としております。

次に、2ポツとして、電気通信サービスとプラットフォームサービスの連携・融合等の進展に対応する規律の適用の在り方です。26ページでございます。論点として、1パラ目で、電気通信サービスとプラットフォームサービスを一体的に提供する形態のサービス・ビジネスの拡大や、通信サービスの提供主体の質・量が変貌し、既存のスタイルにとられない電気通信事業者の登場や電気通信事業者とプラットフォーム事業者との協業、連携・融合が進み、市場環境が一変する、そのような変化に伴いまして、2パラ目で、現行のガイドラインの適用対象や適切な取扱いの在り方の見直しとしております。3パラ目と4パラ目で、法律やガイドラインの適用関係の明確化として、クッキーなど端末を識別する情報等、これを以降は中立的に「端末情報」と記載しておりますが、行動ターゲティングのために取得・活用する行為が通秘・プライバシー保護との関係でいかに整理されるかを挙げております。5パラ目で、通信ネットワークとプラットフォームの両レイヤーに

におけるドミナント性を強めることとなりまして、27ページに移りまして、結果、質の高いサービスの選択肢が与えられないなどの懸念が生じるのみならず、市場における公正競争が阻害されるなど電気通信分野の市場環境にも多大な影響が及ぶ可能性があり、これへの対応の在り方も論点としております。

その下、基本的方向性についてですが、1パラ目で、現下の環境変化を踏まえ、ガイドラインの適用対象の見直しを進め、ガイドラインの規律をプラットフォームサービス・ビジネスに適用できるようにすることが適当と。すぐ下のパラ、行動ターゲティングで利用するサードパーティクッキーについて、今後さらに技術的特性や利用実態の把握を行っていくことが適当と。最後のパラで、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して通信サービスを利用できるようにすることは重要で、各事業者が利用者の意志に反して端末情報を取得・活用しているとすると、プライバシー上の適切は保護を検討する余地が生じ得るところ、今後引き続き検討が必要としております。

28ページに移っていただきまして、M2M通信も今後増大すると想定されますが、中には利用者のプライバシーに直接関わらないものもあるところ、通秘に係る規律の適用の在り方についても検討することが適当としております。その下の他意見といたしまして、2パラ目で、通秘に属する事項のより一層の明確化を図る観点から、例えば通秘に係る情報の集積・活用・外部提供が許容されるケースを法律に明記するなどすべき、3パラ目で、ガイドラインにおける通秘に係る情報等の適切な取扱いに係る規定に関して、今後は具体的な要件や態様に着目することが必要。4パラ目で、同意疲れが課題となっていることから、同意取得の在り方についても見直しが必要と指摘しております。

29ページに移って、以上について、今後引き続き検討していくことが適当であるとしております。その下、2パラ目で、「なお、」といたしまして、通信ネットワークの仮想化に伴う電気通信設備と機能の分離の進展も見据えつつ、従来ドミナント規制が主として対象としてきた通信ネットワークレイヤーに限定することなく、レイヤーを超えた支配力の行使に適切に対応できる規律の在り方について、電気通信分野の市場環境の変化に応じた適切な規律を確保する観点から、今後引き続き検討することが適当としております。

次に、3ポツといたしまして、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方です。履行確保についてということとなります。論点について、2パラ目で、方策として、国際的な執行協力やGDPRに見られるように、域内に代理人を設置する方法などが

考えられるところ、まずは法律の執行を確実に担保するためにどのような方策が望ましいかが論点で、また、法律の執行の担保を前提として、これを補完するものとして、事業者による自主的な取組とあわせた共同規制的なアプローチも考えられますところ、規律に従った適切な取扱いを確保するためにどのような方策が望ましいかが論点となります。

30ページでございますが、2パラ目で、国外のグローバルプラットフォームサービスの利用者が、事業者がどのように利用者情報を取り扱っているか等についての的確に理解・把握するため、利用者情報の取扱いに係る透明性をいかに確保するかについても論点としております。3パラ目で、国外プラットフォーム事業者が提供するサービスに係る利用者情報の取扱いに関して、窓口がわかりづらい、日本語では対応しないなどの事例もあることから、利用者情報の管理態勢・苦情相談態勢の在り方も論点としております。

その下、基本的方向性についてでございます。1パラ目で、まずは我が国の法律の執行をより確実に担保できるようにすることに検討の力点を置くと。検討を深めていくことが適当で、留意すべき点として、2パラ目で、利用者情報の活用の仕方等、プラットフォームサービスによってはまちまち。3パラ目で、31ページに移っていただきますが、サービスによっては、また、事業者によっては、サービスの魅力を高める一環として、自ら利用者情報の適切な取扱いを図ろうとするという側面もあり、したがって、2パラ目で、法律の執行を確実に担保する方策を講じるとともに、これを補完するものとして、関係者による継続的な対応を通じた自主的な取組を促すということで履行の確保を図り、その履行状況をモニタリングするという共同規制的なアプローチを適切に機能させることが望ましく、今後その具体的な方策についても検討を深めることが適当としております。その自主的な取組として、4パラ目で、窓口をはじめとする苦情相談態勢について、自主的な取組が適切に機能するよう留意することが適当としております。

その下、4ポツとして、国際的な制度的調和に係る政策対応です。32ページに移っていただきまして、(2)基本的方向性として、1パラ目で、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和を図ることなく規律のレベルを乖離させますと、国内事業者の競争力低下や国内事業者による利用者情報の取扱いが不十分となり、また、一国マルチ制度のような状況を招けば、プラットフォーム事業者や利用者に混乱を来たすおそれがあるということから、2パラ目で、これらの観点を踏まえ、国際的な調和を図っていくことが適当としております。4パラ目で、このほか、国外の事業者に対して、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策についても、グローバルな相互運用の可能性を展開しつつ、国際

的な調和を図っていくことが適当としております。

【赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官】 33ページにお進みください。第4章では、トラストサービスに関する主な検討事項をまとめております。Society 5.0の実現に向けまして、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展しております。さまざまな活動がサイバー空間に置きかわる中で、その有効性を担保するための基盤として、例えばネット利用者の本人確認であるとかデータの改ざんの防止等の仕組み、これらを総称してトラストサービスと呼んでおりまして、そのトラストサービスの必要性につきまして、2つの観点から整理をしております。

1つ目が、サービスに応じたIDの利用という観点でございます。現在、プラットフォーム事業者が発行するIDを利用して、さまざまなサービスの連携というものが進展しております。ただ、こうしたIDの発行に際しては、必ずしも厳格な本人確認が行われていないものも存在しているという状況でございます。他方で、今後、利用に当たって高いレベルの本人確認を必要とするようなオンラインサービスというものは、ますますこれから増えてくるということが見込まれるところでございます。したがって、単に利用者が多いとか、利用可能なサービスが多いといった基準でIDを選ぶのではなくて、利用するサービスに求められる本人確認のレベル、こうしたものに依拠してIDを選べると、そういった環境を整えていくことが必要であるとしてございます。

また、こうしたことによって、トラストサービスを多数の事業者が連携して提供することが可能になると。これを通じて、プラットフォーム事業者がトラストサービスを寡占することなく、健全な市場環境の整備にも資することではないかということで、規定をされるところでございます。

2つ目が、Society 5.0を支えるトラストサービスという位置づけでございます。Society 5.0におきまして、サイバー空間と実空間が交互に融合したシステムというものが実現されることとなりますが、このシステムが有効に機能するためには、正当でないものがネットワークにつながったり、誤ったデータや改ざんされたデータが紛れ込まないようにするということが非常に重要になってまいります。したがって、人だけではなくて、組織であるとかモノ、こういったものもきちんと認証する、それからデータの完全性も確保される、こうしたことのためのトラストサービスの実現が必要になってくるということでございます。

35ページにお進みください。こうしたトラストサービスにつきまして、EUではe I

DASという規則が2016年に発効されております。この規則におきまして、2段落目でございますが、電子署名、タイムスタンプ、ウェブサイト認証、eシール、eデリバリー、こういったものの法的な枠組みが規定されているというところでございます。他方で、我が国には、このeIDAS規則に相当するようなトラストサービスを包括的に規定する法令が存在しないということでございまして、国際的な相互運用性の確保の観点からも、我が国としてのトラストサービスの在り方についての検討が必要であるとしてございます。

続きまして、36ページにお進みください。こうしたトラストサービスの在り方の検討における基本的な視点を整理してございます。1つ目が、ネットワークにつながる人・組織・モノの正当性を確認できる仕組みの確保という観点でございます。こうした信頼性の高いサービスを実現するためには、人やモノの真正性を適切に確認してIDが発行される、それらをより厳格にきちんと認証できるという、こうした仕組みが必要となってまいります。したがって、Society 5.0の実現に際しては、利用者の認証、組織を対象とする認証、それからモノの認証、こうしたものについての在り方についての検討が必要であるとしてございます。

それから、37ページの2ポツ目でございますが、Society 5.0の大量のデータが流通することになりますので、そのデータの完全性、インテグリティの確保という観点も非常に重要になってまいります。こうしたデータの存在の証明あるいは非改ざんの証明の仕組みであるとか、それから（2）でございますけれども、そのデータの完全性と、データを送った、受け取ったということの正当性の確認を合わせた仕組み、こうしたものについての検討が必要であるとしてございます。

それから、3ポツ目でございますが、こうしたトラストサービスの実現に当たって配慮すべき事項といたしまして、機密性、データの真正性を含めた完全性、それから利用者が簡便に利用できるようなという意味合いも込めた可用性、こういったものの確保とともに、利用者にとって使いやすいインタフェース、プライバシー・バイ・デザイン、あるいは最後のコスト、こういったものについても配慮が必要ということで触れてございます。

38ページ目にお進みください。第4節では各論について整理しております。1つ目が、人の正当性を確認できる仕組みとしての（1）利用者認証でございます。真ん中の段落でございますが、利用者認証のための電子証明書を発行する民間の認証局については、特に法律的な位置づけがないという現状でございまして、官民で制度上の非対象が存在しているということになっております。民間の認証局が発行する電子証明書を利用するサービス

についての具体的なニーズ、それからそうした認証局への規律の必要性について、検討する必要があるとしてございます。

それから、（２）リモート署名でございます。現在、さまざまなオンラインサービスについて、クラウドの利用というものが進んでございます。３９ページでございますが、電子署名に関しましても、クラウドを介して電子署名を利用する、こうしたリモート署名についてのニーズが見込まれるところでございまして、それを実現する上での技術的課題あるいは制度的課題について検討する必要があるということでございます。

それから、２ポツ目でございます。組織の正当性を確認できる仕組みということでございます。真ん中、２つ目の段落でございますが、例えば企業がソフトウェアのアップデートプログラムを配布する場合のように、組織として情報やデータを発行するものであって、企業の社員の意思に基づくものではないという場合には、なかなか社員個人による署名というものはなじまずに、企業名による署名によってデータを発行すると、こういったニーズが存在するのではないかと考えております。ＥＵでは、こうしたニーズに対応するために、ｅＩＤＡＳ規則におきましてｅシールという制度が規定されておりました、こういった状況も踏まえながら、我が国としての具体的なユースケースの具体化、あるいは制度的な課題について検討するといったしております。

４０ページにお進みください。（２）ウェブサイト認証でございます。ウェブサイトが正当なものであるかどうかを確認するために、電子証明書を発行するということを認証局で行っておりますが、その基準につきましては、ＣＡ／ブラウザフォーラムというブラウザベンダーにより構成される民間の団体がございまして、こちらで定める要件というものがデファクトスタンダードということになっております。他方、ＥＵでは、ｅＩＤＡＳ規則に基づきまして、公的に的確な認証局を位置づけるということもやっております、こういったことも踏まえながら、我が国としても適切な対応の在り方というものを検討する必要があるとしてございます。

それから、３ポツの、モノの認証でございます。ＩｏＴ時代におきまして、さまざまなセンサーからデータが送られるということになりますので、そのモノの正当性を確認することで、データのなりすまし等を防止する仕組みというものが求められることになります。４１ページになりますが、ただ、他方で、センサー等のＩｏＴ機器につきましては、機能的な制約もあるところでございますので、こういったものも踏まえながら、モノの認証というものについてどのような在り方があるかということ、技術的課題、それから制度的

課題について検討する必要があるということとしてございます。

それから、4ポツ目でございます。データの存在証明・非改ざん証明の仕組みということでございます。具体的にはタイムスタンプでございます。このタイムスタンプにつきましては、2つ目の段落でございますが、現在は、日本データ通信協会による民間の認定スキームによりまして、タイムスタンプ事業者がサービスを提供しております。現状でも着実に利用の拡大はしているところでございますが、さらに法律上の位置づけがあれば、一層の利用拡大も見込まれるということが期待されているところでございます。EUでは、eIDAS規則におきまして、タイムスタンプ事業者というものが公的に位置づけられているということでございまして、今後、我が国とEUとの間でやりとりが進む中で、我が国の事業者が発行するタイムスタンプがEUで認められないとか、あるいはEUの事業者が我が国のサービスを席卷するというようなことのないように、国際的な相互運用性の確保の観点からも、タイムスタンプの制度の在り方について検討する必要があるとしてございます。

それから、最後、42ページ目でございます。データの完全性と送受信の正当性の確認を組み合わせた仕組みということでございまして、eIDAS規則におきましては、eデリバリーというサービスが規定をされております。例えばドイツでは、メールにおきまして、単にメールの中身が改ざんされていないかどうかということを保証するだけではなくて、それがいつ発信されて、いつ受信されたかということも含めて保証すると。郵便で言うとうり書留のようなものに当たるかと思いますが、その電子版のようなサービスが提供されておきまして、こうしたものについて、日本において、ニーズの具体化について今後検討を進めるということといたしております。

【岡本消費者行政第二課企画官】 続きまして、43ページ、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応でございます。2ポツ、(1)の論点といたしまして、1パラ目、欧米諸国等において、プラットフォーム事業者が利用者情報を分析して閲覧者の嗜好に働きかけるコンテンツ表示技術を通じて拡散することで深刻化していること、また、AI時代におけるディープフェイクの手法の問題も顕在化しているところ、これらへの対応が論点としております。

(2) 基本的方向性として、44ページ下部でございますが、ユーザーリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討することが適当で

あると。45ページに移っていただきまして、その際、表現の自由に配慮する、そして、EUにおけるデジタルジャーナリズムの強化を含むさまざまな対策をはじめとする諸外国の動きを念頭に置くとともに、今後とも通信と放送の融合・連携のさらなる進展が予想されますところ、放送分野における取組も参考にしつつ、プラットフォームサービスを通じて流布されるフェイクニュース等に対して求められるプラットフォーム事業者の役割の在り方、これにも留意をいたしまして、本研究会においてさらに検討を深めることが適当としております。

46ページ、最後でございますが、今後の検討の進め方でございます。ここまでの内容をまとめた①から③を中心に、政策対応上解決すべき課題を洗い出し、具体的な整理について、本年12月までに最終報告書として取りまとめることが適当と。また、トラストサービスについては、ワーキンググループにおいて検討をさらに進め、その検討結果及びこれを踏まえた具体的な整理を同報告書に盛り込むとしております。

説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました中間報告書案につきまして、構成員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います、いかがでございますか。

森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。前回からもさまざまな修文をいただき、大変、電気通信を取り巻く現代的な課題に応じたいい報告書をおつくりいただいたと思います。そういう意味では、幾つもここがいいというところはあるわけですが、例えば域外適用のことですとか、通信の秘密のグレーゾーンの解消ですとか、非常に重要な課題をしっかり把握していただいていますけれども、中でも私が特に申し上げたいのは、ユーザーの端末というものを電気通信事業との関係でもきちんと視野に入れて把握していただいているというところかなと思います。これまでもスマートフォン・プライバシーイニシアティブというものがありましたけれども、あれはガイドラインだったわけですが、きちんと法律との関係でもそこを捉えていただいているのは非常によかったと思います。

具体的に申し上げますと、5ページの冒頭で、最初のパラグラフで、他方、プラットフォーム事業者がサービスを提供するに当たって取得・活用する利用者情報、その活用のメカニズムがわかりづらいと、下線のところを読ませていただきますけれども、通信の秘密

やプライバシー保護の観点から、現行の電気通信事業法における規律の趣旨が適切に確保されているか検討することが必要であるということで、まず利用者情報というところを確認していただきまして、この利用者情報がどこにあるのかということですが、26ページに行きまして、26ページの4番目の段落、「具体的には」というところですが、下線部分ですが、クッキーなど端末を識別する情報等、以下「端末情報」、これが行動ターゲティングのために取得・活用する行為が、通信の秘密・プライバシー保護との関係でいかに整理されるのが論点であると整理をしていただきまして、27ページの一歩下のパラグラフで、利用者の端末情報の適切な取扱いを確保することにより、利用者が自らの端末を用いて安心して通信サービスを利用できるようにすることは重要である。利用者の端末情報が利用者の意思に反して取得・活用されているとすると、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じ得るところ、そのまま読みますが、端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な規律の在り方については、eプライバシー規則（案）の議論を参考にしつつ、今後引き続き検討が必要とお書きいただいています。

これは本当に、事業者の設備だけ見るのではなくて、ユーザーの端末をしっかりと見て、ユーザーの保護をしよう。今まさに電気通信事業法が、事業者規制からユーザーの保護のルールに変わることを求められているわけですが、それに対応した適切な問題意識を明らかにしていただいていると思います。この点について、私は非常にいい報告書になったと思いますので、このように今後検討を進めていただければと思います。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。このたびの報告書案について、さまざまなご意見等の調整は大変だったことと思い、まず、座長をはじめ関係の皆様のご尽力に御礼を申し上げます。その上で、この「中間」報告書案は、今後の検討の方向性を改めて確認するという位置づけとなると思い、細かな点に関しては座長と事務局の皆様にお任せするという前提の上で、私からは、今後の方向性に関する2点のコメントと具体的な修正提案を申し上げます。コメントの1点目は、本報告書案における諸論点のなかでも、通信の秘密ないしは利用者情報の適切な取扱いをめぐる、特に国内法の適用範囲に関する論点についてです。なお、利用者情報については、個人情報保護委員会との関係もあり、本研究会で

の対応には限界もあると思いますが、それはさておくことにします。コメントの２点目は、フェイクニュースに関する論点についてです。

コメントの１点目として、国内法の特に地理的な適用範囲をめぐって、基本的な原則としては、電気通信事業法に限らず、現行の国内法の下で規律すべき＜実体＞があればその適用を考えていくというスタンス、ないしは、特に競争法に関する場面では、もし市場での国内法に従うことができないのであればその市場での商売は難しくなるということは、関連事業者の方にとってもおそらく異論はないはずです。

こうした原則論を踏まえた上で、まず、本報告書案の８ページの第１パラグラフの「日本国憲法第21条は、」以下の記述は、憲法の厳密な解釈論というよりは、比較法的な考察も含めた考え方を整理したものであると理解しています。

次に、９ページの第３パラグラフの「現行の電気通信事業法は、国外に拠点を置き、国内に電気通信設備を有さずにサービスを提供する者には、日本国内の利用者に向けてサービスを提供する場合であっても規律が及ばない、との運用がなされている」等の記述について、国外に拠点があれば国内法の規律が及ばないといったことはある意味では当然とも言えますけれども、その一方で、１９ページ等で本研究会において参照されている最近のＥＵの動き——これは特に個人情報保護関係ですけれども——では、一般データ保護規則以前の個人データ保護指令の段階から、１９ページの第３パラグラフの３行目にいう「拠点（establishment）」の文言を制限的にではなく柔軟に解釈して、国内法の適用範囲が検討されてきました。なお、ここにいういわゆる域外適用も例外的に検討されますけれども、その法執行がかなり難しくなることもあります。さらに、例えば「同意」の意味のように、関連するＥＵ法と日本法の実体的な内容がかなり異なることもあります。そこで、こうしたＥＵ法の下での「拠点」の解釈などは、日本の現行の電気通信事業法の解釈や今後の法改正の必要性について検討する際には、もう少し丁寧に議論をしていく余地があるかと思います。

以上の８～９、１９ページの記述は、２４～２５ページの記述にも関連しますが、その詳細はさておいて、１９ページの脚注１１の記述の修正案として、例えば、＜この「拠点」の解釈について、ＧＤＰＲ第３条第１項、ＥＵ個人データ保護指令第４条第１項第(a)号、及びＥＵ司法裁判所２０１４年５月１３日先決裁定等を参照。＞、といった簡略化をされるとよろしいかというのが、具体的な修正のご提案です。

コメントの２点目は、フェイクニュースに関する論点について、総務省の本研究会では、

とことん議論するというよりは、今後の方向性として検討対象とするけれども、まさしく言論内容の正しさに関する規律に関しては、かなり抑制的で慎重なスタンスをとることが明示的に伝わる報告書案にするのが望ましい、ということです。例えば、44ページの最後のパラグラフは、今後の日本における政策対応上の基本的方向性に関する項目ですので、その1行目から2行目の「プラットフォーム事業者を始めとする」という記述について、民間部門において自主的な取り組みを行うにしてもその筆頭になる者を総務省の報告書が指定したと、万が一にも受け取られることのないように、この記述を削るというのが、第1の修正提案です。あるいは、45ページの下から4行目からの「プラットフォームサービスを通じて流布される」という記述を44ページの最後のパラグラフの冒頭に持ってきて、留保を付しておくというのが、第2の修正提案です。このあたりは、46ページの本報告書の最終章の③の記述に直接的に反映されることになりますので、本報告書案の記述について誤解されることがないように、少しご調整いただければと思います。

以上です。

【宋戸座長】 多岐にわたって深いご指摘をありがとうございました。1点目の拠点のところは、ご指摘を踏まえて少し検討させていただきたいと思います。電気通信事業法が、拠点というよりは、電気通信設備という言葉に着目して、規律をしてきているというところがございしますので、GDPRの拠点の話と混合しないように整理をさせていただきたいと思います。

また、大きな論点の3つ目ですけれども、フェイクニュースあるいは偽情報への対応について、プラットフォーム事業者とのかかわりということで、この報告書の性格・位置づけも含めて慎重にということは承りました。少し検討させていただきたいと思いますが、ほかにご指摘ありますでしょうか。

生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。今の先生方のコメントに関連するところがございますので、3点ほど。全体として極めて重要な内容を充実した形でおまとめいただきまして、私が申し上げることも既に適切な形で組み込んでいただいているところが多いかと存じますけれども、まさしく今後のさらなる検討というところに当たって、幾つかコメントといいますか、関連することを申し上げられればと存じます。

まず、1つ目に関しまして、これは森委員が先ほどおっしゃったことと、基本的に完全に同じ考えでございます。そういったような中で、特に通信の秘密といったものが、まさ

しく国民の通信への信頼というものをしっかり確保していこうというところにあるといいましたときに、果たして、まさに端末情報のようなところを含めて、どのような保護を及ぼしていくことが望ましいのか。このことにつきましては、例えば端末情報というところ、少しお話もあったeプライバシー規則（案）の中では、特に第8条という形で、端末に関連する、あるいは保存された情報という形で、クッキーのようなもの、それから今は、あるいはメッセージングの情報なども、端末の中に保存されるものがほとんどになってきているわけですから、そういったようなものも含めて、第8条という形で独立した規律を設けるという形をとっているわけでございます。

そのようなときに重要なのは、我が国では、まさしく電気通信事業法第4条という非常に厳しい規律でそれを守るのか、あるいは個人情報保護法というライトタッチの一般的な情報でそれを守るのかという、いってみれば大きな二分法の議論になってきてしまっている。eプライバシー規則の第8条は、その間を設けて、通信データほど厳しいわけではないのだけれども、個人情報、一般的なGDPRよりは厳しい規律をある程度かける必要があるのではないかという形で、ある種の中間的な規律を、まさに電気通信の特徴に合わせた形で設けているわけでございます。

こういったような、新たな、まさにテクノロジーニュートラルな形で通信の信頼性、通信の秘密というものを実質的に守っていくという観点からは、必ずしも今までの規律に全体的にとらわれるわけではない、新たな中間的段階ということが、一つの大きなヒントになるのではないかと考えている次第でございます。

次に、2点目に関しまして、15ページのところにかかわるところでございますけれども、そういった形でテクノロジーニュートラルに電気通信事業法の目的というものをしっかり敷衍していこうと考えましたときに、通信の秘密という部分を離れましても、データの寡占化によるロックイン、あるいはそれによる競争に対する影響といったようなところは、これは消費者保護という観点からも、そして競争の促進という観点からも、より考えを深めていく価値が非常に高いものだと考えております。

この点に関しましては、例えばこれも外国法の例になりますけれども、フランスで2016年の10月に成立して、そしてGDPRと同じ2018年5月25日に適用を開始されたデジタル共和国法という法律の中の第48条、ここにデータの回収とポータビリティという規定が設けられておりまして、これはGDPRに上乗せをする形で、一定規模以上のサイズを持つオンライン公衆通信サービスプロバイダーに対して、ユーザーがアップ

ロードした全てのファイル並びに、そのサービスの利用によって生成された情報というものを取り戻したり移したりする権利を、特別に独特に与えるものでございます。

こういったような形、先ほどeプライバシー規則というものを、GDPRにプラスアルファの電気通信分野の独特の事情を反映したものと、例として僕自身もご紹介したところでございますけれども、各国法レベルまで目を広げてみますと、それも必ずしもeプライバシーに限らず、デジタル共和国法のような形のやり方が存在していると。まさしく共和国法、これは第48条の後ろの第49条以降には、プラットフォームの中立義務、情報提供義務といったような形のところも続いている、極めて興味深い法律でございますけれども、まさにこういったプラスアルファの規律というものを考えていく上で参考にすべきところは、GDPR、そしてeプライバシーだけにとどまらないところであるということ、少し申し上げたいと存じます。

そして、3つ目でございます。全体として、域外適用、そしてそれに基づく共同規制の在り方というものを重視していただいて、これは私自身としても、非常に全体の方向性として望ましいところと思います。そういったような中で、一つ、私自身、共同規制という分野を研究してきて、共同規制って、果たしてすごく縮めて言うと何かと申しますと、これは既に以前も申し上げたところですが、関係者、それは外国のプラットフォームさんを含めた事業者、そして国民、あるいは政府や消費者団体というものが、膝を突き合わせて長期的に話し合って、継続的な協力関係をつくっていくことだと申し上げましたときに、このときのフォーラムのつくり方ですとか、さまざま論点があるときに、ここでいいますところの国内代理人の設置というのは極めて重要なヒントを持つものだと考えております。このことは、GDPR、あるいは韓国の情報通信網法、そしてeプライバシー規則の中にも、そのことが特別に設けられている規定ではございますけれども、そういった長期的な対話の回路というものをどうやってつくっていくかという観点も、これは域外適用とぜひセットであわせて考えていただきたい条項だと考えております。

といいますのも、これは既に国内で広く活動されているGAF Aさんをはじめとする大手のプラットフォーム事業者さんに加えて、これからさまざまなプラットフォーム事業者さんがアメリカ以外からも参入してくださるときに、どのような対話の経路をつくるかという観点からも、極めて重要なものであると考えます。

そして、さらに加えますと、共同規制であっても直接規制であっても、これから域外的長をしっかりとやっていくということは、法の適用を受ける方々の意見を、法形成において、

ルール形成において、いかに取り入れていくかということが、まさにルールの正当性そのものにかかわるところだと考えます。今、まさにデータの活用というところに関しては、世界経済フォーラムを含めて、さまざま官民での国際的な対話というものを進められているところと存じておりますけれども、そういったような部分を含めて、いかにルール形成の正当性というものをマルチステークホルダー性を担保していくか、このことは極めて重要になろうかと思えます。

3点と申し上げて、1個だけ具体的な修文も含めてというところで、フェイクニュースのところですか。既に山口委員から極めて充実したコメントをいただいたところでございますけれども、1つだけ、45ページの一冊下の注の20にかかわるところでございます。フェイクニュース、これは国民の表現の正しさといったものにかかわるところであって、それにかかわる介入、プラットフォームを通じてでの規律というのは、これはある種の緊急の対応という部分が極めて強くヨーロッパでも進められているというところを、僕自身は、このことに対応する最も正道の道というのは、いかにインターネットの上で信頼できる情報へのアクセスを増やしていくか、アクセスできる環境をしっかりとつくっていくかということにほかならないと考えています。

ここに関しては、デジタルジャーナリズムという言葉も含めていただきましたところ、修文といたしましては、意図としては、出版や放送等の伝統的なメディアが、さらにデジタル空間にもっと進出されてくるような状況も含めて、いかに信頼できる情報をインターネットの上に増やしていくか。これは今、ヨーロッパの著作権法の改正なども、それを目的にされているところでございますけれども、通信の信頼性、繰り返しておりますけれども、こういったコンテンツレイヤーにおける信頼性をいかに確保していくかということは、この研究会の目的にも非常にかなうところなのではないかと考える次第です。

大変長くなりまして申しわけございません。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。4点ご指摘いただきましたけれども、特に1点目と2点目について申しますと、一般的な個人情報保護と通信の秘密の間ということで、例えば我が国でも、これまでGPS位置情報については、プラスアルファ的な真ん中の規律をガイドライン等で議論をしてきまして、そのことが、この報告書の中でも、ガイドラインの適用の在り方ということで25ページ等で示唆されているんだろうと思いますけれども、生貝構成員がおっしゃったようなご趣旨も踏まえて、少し文章の在り方を考えたいと思います。

また、域外適用にあわせて共同規制ということは、おそらく31ページの書きぶりにもかかわるかと思いますし、最後の論点、伝統的なジャーナリズムあるいはマスメディアの方の情報発信を含めてコンテンツレイヤーが活性化していくということは、例えばこの総務省で申しますと、放送の同時配信をめぐる議論とか、今回の包括検証全体におけるネットワーク中立性の議論等にもかかわると思いますので、特別委員会、包括検証、全体含めて扱いを検討させていただければと思います。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。では、宮内構成員。

【宮内構成員】 宮内でございます。前回等とも重なるところもありますが、今回、大変まとまった資料をもとに、今後どのように進めていくべきかということについて、何点かコメントさせていただきたいと思います。

まず、法執行の問題というのがありまして、いろいろなところで法執行の問題が出てきていますけれども、最終的には裁判というものも考えなければならない、これは当然でございます。まず、その中で1点は、プラットフォームサービスにつきまして、海外の事業者に対する国内での活動に関する裁判は、どこでどのように行われるかという問題がございます。

これで非常に重要なポイントは、おそらく29ページの下から4行目、5行目のあたりに書いてございます、域内に代理人を設置する方法。ですから、海外の事業者であっても、そういった代理人等を設置させて、日本国内で普通に裁判できる。海外に例えば訴状を送達しなくてもできるような仕組みですとか、そういうものができると、非常に法執行という意味ではうまくいくようになりまして、権利の実現といいますか、法に役立つのではないかと考えています。

それから、同じように裁判の問題ですけれども、トラストサービスにつきましては、署名ですとかタイムスタンプ、こういったものを裁判の証拠として出すことがこれから多くなってくると思いますが、これを海外での訴訟においても、日本のこういったトラストサービスが有効になるような施策というのが重要だと思っています。これにつきましてはワーキンググループでもかなり扱うと思いますので、そういう方向での議論を進めていきたいと思っている次第でございます。

それから、もう1点、フェイクニュースのことでございます。これは山口構成員、生貝構成員から非常にいろいろお話があったところでございますけれども、44ページの下に書いてございます、民間部門における自主的な取組、これは非常にいい方向づけだと思っ

ています。ただ、こういった自主的な取組において、間違って判断されてしまった場合とか、そういうことがありますと、表現の自由に抵触するところも出てくる可能性がございます。そういう意味では、こういった取組に当たっては、例えば異議申し立ての仕組みですとか、こういうのは非常に重要になってくる。これがないと、こんなことはあってはいけませんけれども、ある意味での勢力争いに負けて出せなくなるとか、そんなことは決してあってはいけないわけですね。こういうことも含めると、異議申し立ての仕組みというのは非常に重要だと思っておりますし、場合によっては裁判的な救済というのでも考えていく必要があるのかもしれない。こういうところも含めて、今後、こういう内容をより詰めていきたいと考えています。

以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。広く法執行といったときに、行政的なものだけでなく、司法的法執行も含めて、全体、今回のプラットフォームサービスに関する検討会の議論をちゃんと見ていく必要がある、そういうご指摘だったと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 専門家以外の方にもわかりやすい、最近、このタイプの報告書という、どうしても専門家以外にはなかなかわからなくて、メディアとかそういったところで公開されてわかる方が多いんですが、今回、非常にわかりやすいものになっていて、よろしいのではないかと思っております。

私からの指摘につきましては、中の修文というよりは、こちら、もうほとんど今後どう具体的に詰めていくかということですが、その中で1つだけ気になっているのが、最後のページの今後の方向性のところでもそうですが、法制度の整備とか、ガイドラインをつかっていくと、そこで終わってしまっているような書きぶりになってしまっていると。今回は、これはおそらく具体的にこれを反映させる、そういった組織的なものとか、そういったことまで考えなければいけないんだろうというものと個人的には思っていますので、そういった部分に関して、法制度だけではなく、具体的に何をやっていくのかということも、もう少しあればいいのかなとは思っています。

その中で特に気になる場所といいますと、もちろんこれからの議論になってくるんですが、例えば31ページの2パラグラフ目、「継続的な対話を通じた自主的な取組」とあるんですが、これ、正直、現時点においては想像がつかない何らかの組織体であったりと

か会議体であったりとかということを想定しているのかということも含めて、具体性が見えてこないというところを今後どう詰めていくのかということが重要になるのかなと思っています。

それと、「履行状況をモニタリングするという共同規制的な」という部分があるんですが、共同規制って非常に幅の広い考え方で、モニタリングだけを取り出してしまうと、共同規制というよりは、外部からの第三者的な規制のように見えてしまうというところがありまして、このあたりは、修文的なというよりも、今後の方向性の中で具体的につくっていくという、そういったイメージがもう少しあったほうがいいのかと思っています。

特にこれに関しては、どうしてもここを読んでいくと、事業者であったりとかそういったところというのが身構える典型的な内容になっていますので、このあたりをもう少し、マルチステークホルダー的なものも向くのか向かないのかということも含めて考えていく必要があると思いますが、できるだけ関係者を集めた丁寧な会話ができるような、そういった場の構築みたいなものがあればいいのかなと感じています。

私からは以上です。

【宋戸座長】 生貝構成員のご指摘とも関わって、31ページの書きぶりについて、あるいは今後の現実の取組、今後のこの検討会での議論ということについて、貴重なご指摘をいただきました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

松村構成員、お願いします。

【松村構成員】 いたるところで、共同規制的な、あるいは自主規制が出てきます。これは適切な整理だと思います。それで、例えば29ページのところで、法律の執行の担保を前提として、これを補完するものとして、と明確に書いていただいたことは、高く評価します。

ここにいる方々はほとんど心配ないかもしれないのですが、例えばヒアリングをお願いした、これはあくまで任意なので当然断ることも可能ですが、実際に断った事業者がいたことは、国民がみんな知っていること、報道されているレベルのこと。そういう状況で自主規制あるいは共同規制にどこまで期待できるのかということは、国民はその事実を知っているということを前提として、それで本当にどこまで協力してもらえて、どこまで適切な規制がこれでできるのか。法執行が前提でないと、ここがうまく機能しなかったとすれば、もっと強い規制を入れざるを得ない。それは業界の協力が得られなかったからだということをはっきりさせておかないと、機能しない枠組み作りに時間を空費してしまうこと

は許されないと思います。今回のような書き方は、この観点からも適切だと認識しています。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。共同規制の概念、あるいは今回の検討の経緯について、コメントをいただきました。ほかにいかがでしょうか。

木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 いろいろとまとめていただいて、ありがとうございます。利用者にとって安心してサービスを利用できて、困ったときにきちんとサポートしてもらえるような環境づくりをぜひしていただきたいなと思っていて、2点ほど気になることがあります。まず、同意の在り方についてですけれども、前回、同意は回数だけではなくて質もお願いしますと言って、きちんと入れていただいたのですけれども、同意疲れになりにくい同意の仕方というものは、なかなか難しいと思うのですが、28ページのところで説明が書いてあって、最後に「いわゆる『同意疲れ』が課題となっていることから、同意取得の在り方についても見直しが必要との意見も聞かれる」ということで、曖昧な感じになっているのではと思って、ページを繰ってみましたら、14ページから15ページにかけて、きちんと利用者の観点から、「同意取得に当たっては、サービス提供者から利用者に対して、取得する利用者情報の種類やその活用の方法等についてわかりやすい説明が行われるように確保することがより一層重要となる」と書いてあるので、その辺のところは、ここできちんと書かれているのに、後ろで何か少し曖昧になっているような気がするようになりました。

もう1点ですけれども、これは今回直接関係なくて、今後の検討に入ると思うのですけれども、通信は一般的なイメージだと、目に見えない電波が飛んで行って、すぐなくなってしまようなイメージがあるのですけれども、実際には情報がいろいろ取得されて積み重なっていくということであって、その情報の利用がされていくということですが、あるサービスを利用して、そのサービスを解約した後の情報の在り方というのはどうなっているのかというのが気になるところです。例えばSNSに入ってしばらく利用して、利用をやめましたという場合、その情報は廃棄されるのか、それともそのまま保存されるのか、個人情報部分は破棄されるのかということが、全く利用者からはわからなくて、もしかしたら同意書の規約に書いているのかもしよかもしれませんが、なかなかそこまでは見ないで同意してしまうということはあるがちなもので、今後の検討で、情報の保護というところに、

解約時の在り方も入れていただきたいと思います。一度取得された個人情報保護されるのか、それともどうなっているのかというのは気になることです。例えば若気の至りでいろいろ書いてしまったことが保存されていると困ることがある人もいるかもしれないというところです。

以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 特に第4章のトラストにつきまして、コメントさせていただきたいと思います。この件につきましては、私もずっと研究をしてきた分野でございますので、今回、このように見事にトラストサービスの意義とか必要性、こういうものを書いていただき、さらには網羅性もきちっと入る形でいたという点では、今回の報告書というのは非常に画期的、初めての第一歩ではないかと思っております、ある意味、我が国のトラスト戦略というものの第一歩を踏み出したのではないかなと思っております。

そういうことから、トラストサービス検討ワーキンググループというのも立ち上げていただきまして、これについては今年度いっぱい検討させていただけるということを伺っておりますので、ぜひここでしっかりと我が国の戦略というのを、このトラストについてつくっていききたいという思いでございます。ここにつきましては、主査というものを拝命させていただいておりますので、そういう立場も含めて、しっかりとここについてはやっていきたいと。

これはまさにS o c i e t y 5.0の基盤そのものになると思っておりますので、ぜひそういう視点から見ていきたいなと思っております。特にヨーロッパとの関係では、向こうもe I D A Sということで、かなりしっかりと戦略を立ててきているというところがうかがえ、日本とE Uの間では、E P Aということで、デジタルマーケットというものについて、相互でデジタルエコノミーを高めていこうという動きがもう出てきているわけです。その基盤としても、しっかりと我が国としても持って相対していくという点は、今までの個人情報であれば、G P D Rに対して日本がしっかりと個人情報保護法を設置してきたというものと同じような考え方が成立するのではないかなと思っております。

そういう点で、今回の資料というものがまず第一歩ということで、非常に私としては意義深く感じておりますので、ありがとうございましたというか、本当にこの資料というものを、しっかりと今後さらに深めていきたいなというところでございます。

以上でございます。

【宋戸座長】 手塚構成員、ありがとうございます。トラストサービスのワーキンググループは、ほんとうにどうぞよろしくお願いいたします。また、支えていただきますサイバーセキュリティ統括官及び統括官室の皆様にも、どうぞご検討をよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。まず、崎村構成員、お願いします。

【崎村構成員】 今回、非常に短期間の間にこのようにすばらしい報告書を取りまとめていただきまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。どういふところがいいかなと思ったのかというと、アベイラビリティーの話が入っていたりとか、同意の取り方ですとか、ポータビリティーだとか、こういったところが入っているのは、非常に私としては意義深いかなと思っております。

その中で、アベイラビリティーのところで、利用者に使いやすいという表現があって、これにおそらく含まれると思うんですけども、こちらでも何度か申し上げておりますけれども、使える場所の確保ですね。使えるような制度ができていても、使える対象がないと、結局普及していかないし、使えていけない、社会も変えていけないということになりますので、その確保ということについては、今後の特にワーキンググループでの検討になるかと思うんですけども、ぜひお願いしたいと思います。

あと、同意の在り方ということに関して言うと、わかりやすい同意というのは、私もISOで通知と同意の企画の主査をやっていたりするものですから、非常に共感するものがあります。特に森に気を隠すと私はよく申し上げているんですけども、どうしてもいい同意をいっぱいさせることによって同意疲れをさせておいて、中にまずいものをフッと差し込んで、それも形式的に同意を取ってしまうという典型的な攻撃がありますので、この辺というのは、あまり今まで欧州でもケアされていないように思いますね。eプライバシーとか、あとクッキー法なんかもやたら押させられますけれども、あれがあると、ほんとうに森に気を隠す攻撃がやりやすくなるので、そういったところは日本が先鞭をつけて先に進めていけたらいいんじゃないかなと。そういった点では、消費者保護的な、代理人とかエージェントとか、そういった感じのサービスが、それこそトラストサービスじゃないですけども、出てきて、そこで消費者がそこに同意していいのかどうかというのをアシストしてくれるようなものがあるのもいいのかなと思っています。これは今後のトラストサービスの検討の話です。

あと、15ページにポータビリティーの話が出てきますけれども、これ、ポータビリテ

イーというのは、データのすき間と、それからやりとり、プロトコルと我々の言葉で言いますが、これの国際標準化ができていないと、絵に描いた餅になってしまって、しょせん取り出しても使えないものになってしまうんですね。なので、そういったところというのは、今後の検討としてより踏み込んでいけたら素晴らしいことかなと思っております。

あと、フェイクニュースについての今日のご議論を聞いていて気がついたんですけども、事業者側と、それから個人が発信するような場合、特にですけども、個人との力の非対称性というのは非常に強くあります。例えばユーチューブなんかで何かをアップロードしたときに、よく著作権の異議の申立てというのが来て、それで広告料を取られるんですけども、まあ、ろくでもない申立てがすごく多いわけですね。私なんかも、私、ユーチューブにいろいろアップしたりするので、よくそれに対して対抗して、対抗するのは英語で対抗しなきゃいけないくて、相手の議論をいちいち一つ一つ潰していくんですけども、多分そういうことができる人ってほとんどいないんじゃないかと思うんですね。なおかつ、それがだめだと言われたときには、消費者の側は、生活者の側は、アカウント削除ということをされてしまうと、ものすごくペナルティーが個人の立場からすると大きいんですね。先ほど異議申立てというのがありましたけれども、そういった点で異議申立てが非常にしにくくなってしまうということも想定されるので、そういったことも勘案しながら、こういったところの制度づくりというのをぜひ検討していただけたら幸いと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、大谷構成員、お願いできますか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。皆様もおっしゃっていたことですが、これだけ多岐にわたるテーマについて、諸外国の状況なども踏まえて今できる最善の報告書を取りまとめていただいたことに、感謝を申し上げたいと思います。私としても内容については全く異論がないところでして、今後検討しなければいけない事柄が46ページのところにまとまっておりますけれども、今後の検討に参加して力を尽くしてまいりたいと思っております。

46ページの①のところを見てまいりますと、国外プラットフォーム事業者が提供する通信サービスという言葉、簡単に述べられていますけれども、これが電気通信事業法の電気通信役務とも区別して、電気通信サービスとも区別して、非常に中立的な用語を選んで書かれているということに、深い配慮を感じた次第です。これから電気通信事業法の適用

範囲などを定めていくときに、この通信サービスをどのように定義していくのかというのは課題となってくるかと思っております。これまでご意見を聞かせていただいたプラットフォーム事業者のサービス内容を拝見するだけでも、そのサービスの内容、それから利用者情報への関わり方というのが多種多様にわたっているところでございますし、また、直接消費者と接点を持たないようなクラウドサービスの事業者なども含めていきますと、用供通信といわれているもの全般に、こういった規律をかけていくのか、つまり通秘として刑事責任を含む規律の対象となり得るのかということは、外縁も含めて明らかにしていかなければ、事業者側の萎縮といったものも懸念されるのではないかと思っているところで

す。

46ページの最後のところに、「硬直的な施策展開を図ることは、プラットフォームの健全なイノベーションを阻害する可能性があり適切ではない」とまとめているところでして、これからこの①から③までのところを詰めていくに当たって、硬直的とならないように、共同規制という言葉も使われていたところですが、より柔軟な考え方、しかし外縁が明らかになるようなルールを明確にしていかなければいけないと思っているところ

です。

また、事務局では非常にご苦勞をされて、この第5章のフェイクニュース・偽情報の問題について、1つの章にまとめてくださったと思いますけれども、この検討については緒についたばかりだと思っております、ファクトチェックということについても触れられていますが、関係者が肝に銘じなければいけないのは、ファクトチェックには限界がつきまとうということで、その仕組みについて、どう事業者の活動を支援するのかという視点とともに、個人が強くならなければいけないとも思っております、EUなどで取り組まれている教育の取組については触れていただいているところですが、どのような教育をして、消費者自身が、あるいはその利用者自身が、みずから情報の判断能力をつけていくのか、ユーザーリテラシーということについては触れていただいているところですが、そこについても今後意見交換ができる場が用意されることを期待してまいりたいと思

います。

【宋戸座長】 ありがとうございます。構成員の皆様から一言ずつご意見をいただいていると思いますが、時間の関係もございますので、このあたりでと思いますが、よろしゅうございますか。

幾つかいただいたご意見のうち、特に同意の在り方については、木村構成員、崎村構成員から、それぞれご指摘をいただきました。また、プラットフォーム事業者等との消費者の関係で、消費者をちゃんと守っていくという規律の必要性については、宮内構成員からもそうですけれども、生貝・崎村構成員からご指摘いただいたところでありまして、また、最後に大谷構成員からは、規律内容の明確化と同時に、共同規制をちゃんとあわせていって、萎縮がない、イノベーションが確保されるということと同時に、通信の秘密等の保護の外縁をはっきりさせていくといったご指摘もいただいたところです。

また、第5章のフェイクニュース、あるいは偽インフォメーション対策については、本日、さまざまご意見いただきました。もともとこれは、思想の自由市場や言論の自由の確保という観点から、プラットフォームサービスが、社会的基盤として重要な役割を果たしていることをあくまで前提とした上で、表現の自由に配慮しながら慎重な検討を行い、また今後、さまざまなステークホルダーの方々からご意見を伺っていくということであり、この中間報告書案は出発点であるということは私もよく肝に銘じて、この場で確認をさせていただきたいと思います。

それででございますが、この中間報告書案の今後の取扱いについて、お諮りをしたいと思います。本日、さまざまご議論いただきましたので、事務局においてこの報告書案を修正した上で、2月16日から3月8日までの間、意見募集を行わせていただきたいと思いますと考えております。また、本日、ご議論を踏まえました中間報告書案の具体的な修正内容につきましては、大変僭越でございますが、座長たる私にご一任いただけますか。

ありがとうございます。それでは、事務局から連絡事項がございましたら、お願いをいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 先ほど座長よりご説明いただきましたとおり、本研究会の中間報告書案については、2月16日から3月8日の間、意見募集を行う予定としております。次回会合につきましては、別途事務局からご案内をいたします。

事務局からは、以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は、予定したものは全て終了いたしました。本日は、皆様、また副大臣におかれましても、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、「プラットフォームサービスに関する研究会」第6回会合を終了させていただきます。